

マージン率等に係る情報提供

株式会社ダリアート

労働者派遣法第23条第5項に基づき下記の情報を提供いたします。

(対象：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

記

- 1 令和7年4月1日付 派遣労働者数0 人
- 2 令和6年度 派遣先事業所数0 事業所
- 3 令和6年度 労働者派遣に関する料金の平均額0 円
(1日当たりの料金額 (8時間労働として計算))
- 4 令和6年度 派遣労働者の賃金の平均額0 円
(1日当たりの料金額 (8時間労働として計算))
- 5 令和6年度労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た額(マージン率)0.0 %

6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

具体的な教育訓練	具体的な対象労働者	1人当たり年間平均実施時間				訓練方法	費用負担	賃金支給
		1年目	2年目	3年目	4年目以降			
新入社員研修	全派遣労働者	2				OJT	無	有給
技能向上研修	フルタイム派遣労働者	6	8	8		OJT	無	有給
マネジメント・管理者研修	フルタイム派遣労働者				5	OFF-JT	無	有給

キャリアコンサルティングの相談窓口（派遣元責任者☎092-472-3634）

7 派遣労働者の待遇に決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・労使協定を締結していない

8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

社会保険 労災保険 有給休暇 育児・介護休業 健康診断 休憩室